

プロバイダ責任制限法第4条(発信者情報開示請求権)の概要

・権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、被害回復のために、当該匿名の加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権(※)を規定。

(※「発信者情報開示請求権」= 一定の要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者(発信者)の特定に資する情報(=発信者情報)の開示を請求することができる権利)

